

防犯カメラ使用細則（案）

ライブヒルズ鳳管理組合（以下「管理組合」という。）は、ライブヒルズ鳳管理規約（以下「規約」という。）第18条の規定に基づき、次のとおり防犯カメラ使用細則（以下「本細則」という。）を定める。

（目的）

第1条 本細則は、区分所有者又は占有者並びにそれらの同居の家族（以下「居住者等」という。）の防犯に供するため設置された防犯カメラシステム（防犯用カメラ、デジタルレコーダー、テレビモニター、映像分割装置などのシステム、以下「本システム」という。）が、適正に運用されることを目的とする。

2 管理員の勤務時間内は、管理室のモニターに防犯カメラの映像を写すこととし、管理員は、管理室在室中は、モニターにて防犯カメラの映像は確認することができるが、常にモニター監視を行うわけではない。

（利用期間）

第2条 本システムの利用期間は、管理組合とリースまたはレンタル会社との間におけるリースまたはレンタル契約の存続期間とする。

（居住者等の承諾事項）

第3条 居住者等は、次の各号に定める事項を承諾する。

- （1）防犯カメラを設置した箇所の共用部分等では、居住者等の容姿・行動が常時撮影されるとともに、録画されていること。
- （2）録画された画像は次条に基づき取扱われ、管理組合の理事長、理事長の許可を受けたもの及び警察等の公的機関の要請に基づく場合のみ画像の再生、ダビングができること。

（録画された画像の取扱）

第4条 デジタルレコーダーに録画された画像の管理権限を有する者は、管理組合の理事長とする。

- 2 居住者等が録画された画像の再生を要請することができる者は、防犯カメラが設置された箇所において犯罪行為等何らかの被害を受けた居住者等とする。
- 3 前項の要請を受けた理事長は、理事又は管理受託者と要請した者を同席させ、要請した者が被害にあった場面の確認に要する最小限の範囲で閲覧させるものとする。
- 4 理事長は、居住者等又は管理組合が被害を受けた場合で、録画された画像を確認することが、事実の確認又は予防保全措置を講じる上で極めて有効であると判断したときは、関係者からの要請の有無にかかわらず当該画像の再生及び証拠品としての使用ができるものとする。ただし、理事長は、同様の被害の発生が懸念される場合は、または、周知することで居住者の安全の確保に寄与すると判断される場合は、プライバシー保護を配慮した上で理事会の決議を経て記録画像を公表することができる。この場合には、他の理事、被害者、管理受託者の何れかが同席し被害者の同意を得なければならない。
- 5 録画画像の再生を要請する者は、別記様式1による書面をもって理事長に申請をしなければならない。

（公的機関からの要請に基づく画像の取扱）

第5条 前条の規定にかかわらず、警察、検察、税務機関その他公的機関から、法令に基づく強制執行または任意の捜査、質問、調査等（以下「捜査等」という。）への協力として、画像の閲覧提供を求められた場合は、管理受託者（個人情報取扱細則第6条1項3号の「管理受託者」をいう。）が管理組合に代わって下記事務を行うものとする。

- （1）捜査等への協力の求めの根拠となる法令の確認、精査、協力の可否の決定または協力を行うこととした